



第89回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

平成29年6月17日（土曜日）午前10時

開催場所

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地
KOAパインパーク内会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）継続の件

目 次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	36
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告書	52

KOA株式会社

証券コード：6999

証券コード：6999
平成29年5月26日

株 主 各 位

長野県伊那市荒井3672番地
(本社事務所)
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地
KOA株式会社
代表取締役社長 花形 忠 男

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁のご案内に従って平成29年6月16日(金曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月17日(土曜日)午前10時
 2. 場 所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地
KOAパインパーク内 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以 上

~~~~~  
◎インターネットによる開示について

・次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当社ウェブサイト <http://www.koaglobal.com>
- ◎当社は、株式会社 I C J が運営する「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」に参加しております。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です。)

**日時** 平成29年6月17日(土曜日) 午前10時

**場所** 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地  
KOAパインパーク内 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成29年6月16日(金曜日) 午後5時 到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成29年6月16日(金曜日) 午後5時まで

(ご注意)

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイト <http://www.evote.jp/>

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）\*から、議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です（毎日午前2時から午前5時を除く）。  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

### 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによつて複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話0120-173-027（受付時間9：00～21：00 通話無料）

#### 【議決権行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、急速な技術革新に対応した設備投資や研究開発による競争力の維持・強化及び財務体質の強化を図ると同時に、配当水準の安定と向上に努めることを基本方針としております。

第89期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開などを勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、前期末より1株につき金1円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当金の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は555,827,955円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき29円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終了の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | むかいやま こういち<br><b>向 山 孝 一</b><br>(昭和23年9月13日)<br><b>再 任</b> | 昭和47年3月 当社入社<br>昭和51年6月 当社取締役<br>昭和52年12月 当社代表取締役社長<br>平成13年10月 当社環境ビジネスフィールド担当<br>平成25年4月 当社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>興亜販売株式会社 代表取締役会長<br>大興電工股份有限公司 副董事長                                                                                                                                                                                       | 452,108株               |
| 2         | はながた ただお<br><b>花 形 忠 男</b><br>(昭和31年1月28日)<br><b>再 任</b>   | 昭和54年3月 当社入社<br>平成12年4月 当社抵抗器生産部ディスクリート製品ブロックゼネラルマネージャー<br>平成13年10月 当社国際品質保証イニシアティブ品質改善センターゼネラルマネージャー<br>平成15年10月 当社ものづくりイニシアティブ上伊那ビジネスフィールド代表<br>平成20年6月 当社取締役<br>当社ものづくりイニシアティブ担当<br>当社上伊那ビジネスフィールド担当<br>平成21年4月 当社下伊那ビジネスフィールド担当<br>当社箕輪ビジネスフィールド担当<br>平成25年4月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成27年6月 当社K P S - 3 イニシアティブ担当(現任)<br>平成29年1月 当社品質保証イニシアティブ担当(現任) | 12,700株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                               | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3         | ふかの かよこ<br><b>深 野 香代子</b><br>(昭和33年7月18日)<br><b>再 任</b>   | 平成7年10月 当社顧問<br>平成14年6月 当社取締役<br>当社管理イニシアティブ・人事教育イニシア<br>ティブ担当<br>平成15年10月 当社経営管理イニシアティブ担当(現任)<br>平成23年6月 当社常務取締役(現任)<br>当社CHINAビジネスフィールド担当<br>(重要な兼職の状況)<br>KOA SPEER HOLDING CORPORATION Chairman<br>KOA Europe GmbH Managing Director<br>上海可爾電子貿易有限公司 董事長<br>大興電工股份有限公司 董事                                                                                                                       | 21,800株                |
| 4         | ももせ かつひこ<br><b>百 瀬 克 彦</b><br>(昭和37年11月10日)<br><b>再 任</b> | 昭和60年3月 当社入社<br>平成8年7月 当社K P S本部ゼネラルマネージャー<br>平成15年10月 当社経営管理イニシアティブ経営戦略センタ<br>ーゼネラルマネージャー<br>平成23年6月 当社取締役(現任)<br>当社経営管理イニシアティブ担当<br>平成25年4月 当社上伊那ビジネスフィールド担当<br>平成27年6月 当社ものづくりイニシアティブ担当(現任)<br>当社下伊那ビジネスフィールド担当(現任)<br>当社CHINAビジネスフィールド担当(現任)<br>平成29年1月 当社上伊那ビジネスフィールド担当(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>興亜エレクトロニクス株式会社 取締役<br>真田K O A株式会社 取締役<br>興和電子(太倉)有限公司 董事<br>KOA DENKO (MALAYSIA) SDN.BHD.Chairman | 17,600株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5         | ののむら あきら<br><b>野々村 昭</b><br>(昭和35年8月5日)<br>再 任 | 昭和58年3月 当社入社<br>平成15年10月 当社日本営業ビジネスフィールド代表<br>平成21年12月 KOA DENKO (S) PTE.LTD. Managing Director<br>平成24年4月 当社事業構造改革イニシアティブマーケティングセンターゼネラルマネージャー<br>平成24年6月 当社取締役(現任)<br>当社事業構造改革イニシアティブ担当<br>平成27年6月 当社販売イニシアティブ担当(現任)<br>当社日本営業ビジネスフィールド担当(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>興亜販売株式会社 代表取締役社長<br>KOA DENKO (S) PTE. LTD. Director<br>KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD. Director<br>上海可爾電子貿易有限公司 董事 | 5,400株                 |
| 6         | やまおか えつじ<br><b>山岡悦二</b><br>(昭和38年10月2日)<br>再 任 | 昭和61年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社ものづくりイニシアティブ基盤技術事業化センターゼネラルマネージャー<br>平成24年6月 当社取締役(現任)<br>当社ものづくりイニシアティブ担当<br>平成25年4月 当社下伊那ビジネスフィールド担当<br>平成25年6月 当社箕輪ビジネスフィールド担当(現任)<br>平成27年6月 当社技術イニシアティブ担当(現任)                                                                                                                                                                                     | 5,600株                 |
| 7         | こじま としひろ<br><b>小嶋敏博</b><br>(昭和39年1月22日)<br>新 任 | 昭和61年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社事業構造改革イニシアティブプロダクトマネージメントセンターゼネラルマネージャー<br>平成23年6月 当社事業構造改革イニシアティブマーケティングセンターゼネラルマネージャー<br>平成24年6月 KOA DENKO (S) PTE.LTD. Managing Director<br>平成27年6月 当社K P S -3 イニシアティブ事業化推進センターゼネラルマネージャー(現任)                                                                                                                                                       | 2,500株                 |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8         | マイケル・ジョン・コーバー<br>(昭和29年9月17日)<br>再任 社外<br>独立役員   | 昭和58年7月 米国カリフォルニア州弁護士資格取得<br>昭和62年7月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得<br>平成8年6月 グローバルベンチャーキャピタル株式会社取締役<br>平成16年4月 株式会社BJIT社外取締役(現任)<br>平成16年6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任)<br>平成18年5月 Really English.com Limited社外取締役<br>平成18年6月 グローバルベンチャーキャピタル株式会社代表取締役(現任)<br>平成18年10月 Geovector Corporation社外取締役(現任)<br>平成20年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成23年9月 リアル・イングリッシュ・ブロードバンド株式会社代表取締役<br>平成25年7月 Durafizz Holdings Corporation代表取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社BJIT 社外取締役<br>一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授<br>グローバルベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役<br>Geovector Corporation社外取締役<br>Durafizz Holdings Corporation 代表取締役 | 12,100株        |
| 9         | きたがわ とおる<br>北川 徹<br>(昭和35年8月4日)<br>新任 社外<br>独立役員 | 昭和58年4月 兼松江商株式会社(現 兼松株式会社)入社<br>平成11年11月 日本通信株式会社入社 経営企画室長<br>平成13年2月 日本ボルチモアテクノロジーズ株式会社(現 サイバートラスト株式会社)入社 財務担当上席執行役員<br>平成14年1月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社入社 ファイナンスコントローラー<br>平成18年9月 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社入社 ファイナンス・インフラストラクチャー統括オフィサー/CFO(現任)<br>平成28年3月 クックパッド株式会社社外取締役[兼監査委員会委員長](現任)<br>平成28年10月 日本スキー場開発株式会社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 ファイナンス・インフラストラクチャー統括オフィサー/CFO<br>クックパッド株式会社 社外取締役(兼監査委員会委員長)<br>日本スキー場開発株式会社 社外取締役                                                                                                             | 0株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. マイケル・ジョン・コーバー氏及び北川徹氏は、社外取締役候補者であります。
3. マイケル・ジョン・コーバー氏を社外取締役候補者とした理由  
企業戦略の専門家及び会社経営者としての豊富な経営者経験及び学識経験等を有しており、その立場から当社の事業戦略への助言と経営を監視していただくことを期待しております。
4. 北川徹氏を社外取締役候補者とした理由  
上場会社においてCFOや経営企画室長を歴任されるなど、会計及び会社経営に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の事業戦略への助言と経営を監視していただくことを期待しております。
5. マイケル・ジョン・コーバー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
6. 当社は、マイケル・ジョン・コーバー氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、北川徹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、マイケル・ジョン・コーバー氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員に指定し、両取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、北川徹氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
- (ご参考) 社外取締役の独立性判断基準及び資質について  
当社では、社外取締役の選任にあたり東京証券取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提に、企業経営や法務・会計等の高い専門性と豊富な経験・知識を有し、当社の企業経営に対して率直かつ建設的な助言や監督をいただける方を要件としております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役澤良一氏及び上拾石哲郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ごみ まさし<br><b>五味 正志</b><br>(昭和30年12月15日)<br><b>新任</b>                  | 昭和55年3月 当社入社<br>平成12年4月 当社抵抗器生産部製品開発センターゼネラルマネージャー<br>平成13年10月 当社抵抗器ビジネスフィールド代表<br>平成23年4月 当社経営管理イニシアティブ知的財産センターゼネラルマネージャー (現任)                                                                               | 1,500株     |
| 2     | かみじっこく てつろう<br><b>上拾石 哲郎</b><br>(昭和31年7月23日)<br><b>再任 社外<br/>独立役員</b> | 平成4年3月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)<br>平成4年3月 浅沼法律事務所入所<br>平成7年4月 上拾石法律事務所開設 (現任)<br>平成13年2月 株式会社キャンドウ社外監査役<br>平成14年6月 当社社外監査役 (現任)<br>平成28年2月 株式会社キャンドウ社外取締役[監査等委員] (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士<br>株式会社キャンドウ 社外取締役 (監査等委員) | 5,400株     |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上拾石哲郎氏は、社外監査役候補者であります。

3. 上拾石哲郎氏を社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な法律面のアドバイスをいただくことを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えております。

4. 上拾石哲郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。

5. 当社は、上拾石哲郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、五味正志氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、上拾石哲郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、両取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月18日開催の第88回定時株主総会において補欠監査役に選任された加久田乾一氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| かくた けんいち<br>加久田 乾一<br>(昭和29年12月14日) | 昭和57年9月 公認会計士登録<br>昭和61年10月 青山監査法人(後の中央青山監査法人)入所<br>平成8年7月 同監査法人代表社員<br>平成12年7月 アイピーオー総合研究所株式会社代表取締役<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役 | 0株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加久田乾一氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員  
の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として届出を行う予定であります。
3. 加久田乾一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由  
加久田乾一氏は、公認会計士の資格を有し、また現在会社経営にあたっているなど、会計及び会社  
経営に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の経営を監査していただくことを期待し  
ております。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
加久田乾一氏が監査役に就任した場合は、社外監査役として当社との間で、会社法第427条第1項の  
規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、  
当該契約に基づく賠償限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年6月14日開催の当社第86回定時株主総会において株主の皆様のご賛同をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を導入しております。

現プランの有効期間は平成29年6月17日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社は、株主共同の利益の確保及び企業価値の維持・向上の観点から、当社における買収防衛策のあり方につき検討を進めてまいりました。その結果、当社は、平成29年4月20日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更したうえで、その継続を本定時株主総会において議案として付議すること（以下、変更後のものを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、本プランの継続につきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断する旨の意見を表明しています。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下の通りです。

1. 対抗措置の発動要件を限定いたしました。（詳細については23ページのⅢ 2.（2）（e）②をご参照ください。）
2. 独立委員会が対抗措置の発動に関して、株主の意思確認を行うべき旨の勧告をした場合、取締役会は株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することができるものとなりました。（詳細については24ページのⅢ 2.（2）（g）をご参照ください。）
3. その他所要の修正及び文言の整理をいたしました。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業文化やステークホルダーとの強固な信頼関係など当社の多様な企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でな

ければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 創業の精神

当社の創業者である向山一人（むかいやま かずと）は、1914年に長野県中箕輪村（現在の長野県上伊那郡箕輪町）の養蚕農家に生まれました。現在でも当社の本社と主要製造拠点の多くが立地する長野県伊那谷地方は、当時は豊かな養蚕地帯でした。世界的に有名であった岡谷の片倉製糸工業はじめ、多くの製糸工場が立地し、農家は蚕を飼い繭を出荷し現金収入を得ていました。そうした状況が一転するのは1929年の世界大恐慌です。これを契機に生糸価格の暴落が始まり、また、人造絹糸などの登場もあり日本の生糸産業は以降衰退の一途をたどります。養蚕農家は貴重な労働力であった多くの子供たちを養うことができず、長男以外は家を出ざるを得ませんでした。

創業者も8人兄弟の二男で、多感な時期に故郷が疲弊していく様を見て育ち、自らも東京で苦学する道を選びます。そうした中、電気、特に弱電分野に事業の将来性を見出し、1940年、弱冠26歳で独立・起業、翌年には生まれ故郷に工場を設置しました。以来「お百姓がお百姓として家族そろって暮らせるように」、農村地帯に現金収入の途を作るべく「農工一体」を掲げて経営を進めてまいりました。「商売の電話を急報で申し込んでも、つながるのに半日かかった」という地方企業のハンディキャップと生産コストの安い海外勢に対して、「自らの職場は自らで守る」という精神のもと、地道な「改善」と技術開発を積み重ね競争優位を確保することで、今日では固定抵抗器では世界でトップクラスのシェアを持つグローバル企業に成長してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした「創業の精神」を営々と受け継ぎ、日本をはじめ立地する地域に真の意味で根ざし、信頼関係を構築しながら企業価値向上にひたむきに努力する熱意にあふれる企業文化にまず求められると考えます。そのうえで、中国、北米、東南アジアにいち早く進出し、その後のヨーロッパも加えグローバルな生産、マーケティング・販売網を構築いたしました。

### 2. K P S (KOA Profit System)

1980年代後半から継続して取組んでいる、全員参加型の改善活動であるK P S (KOA Profit System)では、まずトヨタ生産方式を取り入れ、生産工程のみならず経営全般の「ムダどり」に取組みました。

2000年代に入り、K P Sは次の段階として品質をテーマにいたしました。販売先を汎用品主体の家電市場等から、桁違いの品質・信頼性が求められる市場へシフトしていくために、

車載用途を象徴的な拡販先として定め、「クオリティー・ファースト」活動を進めてまいりました。この活動においては、製品品質のみならず仕事の質、携わる社員の質すべての向上を目指しました。この活動の成果もあり、車載用途は活動開始時に売上高の1割程度だったものが、現在では4割近くまで増え、お客様からは「品質とサービスのKOA」というご評価をいただけるようになりました。こうしたブランド価値が、当社の誇りであり宝でもあります。

さらに、当社は2010年代に入り、K P Sの第三ステージを開始いたしました。それはひと言でいうと「イノベーションへの対応」です。2020年に創業80周年を迎える固定抵抗器専門メーカーとしての歴史の中で、当社は、基盤技術である厚膜、薄膜を中心としたプロセス技術、材料技術、生産・管理技術などを蓄積してまいりましたが、これらをお客様との技術・製品開発などの“共創”に活用していこうという活動です。変化の時代に、自社開発・育成では間に合わない、お客様のいわば「欠けたピース」を当社の基盤技術で補っていただくだけでなく、変化の先に生まれる新たな製品・技術需要を見越して、当社から積極的にご提案するために、マーケティングや技術部門への投資を強化しており、その成果としてすでに他社の機構部品と当社の抵抗器を組み合わせた新製品などがリリースされております。

### 3. 抵抗器と今後の展開

製品開発においては、大電流の検出に適した高精度低抵抗器、大気汚染等の環境下でも安心してお使いいただける耐硫化する高めた抵抗器、三次元高密度実装への対応のための超薄形受動部品、高い電圧でも使用可能な高耐圧チップ抵抗器、耐環境性に優れた小形ヒューズ、自動運転等高度な制御機器を守る高エネルギー耐量で優れた応答性を持つノイズ吸収部品、高温度環境下での使用が可能な温度センサなどの品揃えを拡充しております。

特に、車載分野では環境規制の強化により一層の電動化が進むことから、走行用はもとよりパワーステアリング駆動などでモーターの使用数の増加が見込まれています。これらの回転を制御するには回路に流れる電流を精密に検出する必要がありますが、当社はかねてからこの用途に適した、高精度の「金属板抵抗器」に注力してまいりました。電流検出ニーズは車載以外にも、産業用機器など多くの分野で増加が見込まれており、この用途でもお客様のニーズにお応えする製品の拡充を進めてまいります。

### 4. お客様と共創できる研究開発型企業へ

当社は、研究開発型企業を目指し、国内外の研究機関・大学などと共同で要素技術開発から新製品・新規事業開発につなげる活動を積極的に行っておりますが、その一環として、2016年4月、福岡県北九州市の北九州学術研究都市「ひびきの」に、北九州研究所を開設いたしました。「ひびきの」は、「アジアの中核的な学術研究拠点」と「新たな産業の創出・技術の高度化」を目指して、北九州市・福岡県が2001年に設立しました。現在、理工系大学、公的研究機関、半導体・エレクトロニクス、自動車、産業用ロボット関連の企業などが集結し、

筑波研究学園都市と並ぶ有数の研究開発都市となっています。特に、当社が注力しているカーエレクトロニクスやロボットなどの産業機器に携わる企業などの研究会も盛んに行われています。このようなイノベーションの場に直接身を置き、情報収集・情報発信及び各種研究会へ参画することにより、研究機関の研究者、企業の技術者、大学院の学生とのネットワークを構築しつつあります。北九州研究所は、さまざまなモノがインターネットにつながりこれを制御することで暮らしをより便利にしようとする「IoT」時代を見据えて、情報の入り口である各種センサの開発にも注力し、新たなビジネスへ結実させる役割も背負ってまいります。

#### 5. 2020年、創業80周年に向けて

東日本大震災とそれ以降日本各地で続いた地震により、事業継続に対するお客様からのご要求が強まっております。当社では早くから工場建屋の耐震補強工事及び天井等の落下防止工事を進めてまいりました。また、2012年には国内最新鋭のフラットチップ抵抗器生産工場を長野県下伊那郡阿智村に、2013年には子会社の真田KOA株式会社が老朽化した工場を集約して新工場を長野県上市市にそれぞれ新築しました。さらに2016年には、製品の試験、研究開発用施設を新設するとともに、併せて老朽化した物流センターを新築するなど、グループの重要施設の更新等による事業継続体制の強化・拡充を図っております。加えて、品質の高信頼性に対する要求もますます強くなってきております。アメリカにおける日本車のリコール問題のように、その対応を一步誤ると、企業ばかりではなく、サプライチェーン全体が甚大な影響を受けることも目の当たりにいたしました。当社は、2016年度においても連結売上高の63%が日本以外での売上でありながら、その73%を日本国内で生産しております。当社は、日本国内でのものづくりの強みを生かし強化しながら、日本ならではの高品質・高信頼性製品の生産を行うとともに、グローバルなネットワークを生かしイノベーションの最新情報を収集しながら、競合に伍していく所存です。

当社は、今後とも株主、お客様・お取引先様、社員とその家族、地域社会、そして地球という5つの存在を、当社を支えていただく主体と認識し、当社との間に「信頼」を築き上げていくことを企業使命として、今後とも、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。これらの取組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

#### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

買付者から大量の株式買付の提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、中長期的に将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する多様な諸要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思料されます。そこで、当社取締役会は、当社株式等に対する買付が行われた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、本プランの継続を決議いたしました。

なお、当社株式の保有状況の概要は、別紙1のとおりとなっております。また、現時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案及び打診を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。)を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、所定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動・不発動の判断等にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙4をご参照ください。）に従い、(i)当社社外取締役若しくは社外監査役、又は(ii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時の独立委員会の委員には、上拾石哲郎氏、マイケル・ジョン・コーバー氏及び北川徹氏が、それぞれ就任する予定です。（各委員の略歴については別紙2をご参照ください。）

### (2) 本プランに係る手続

#### (a) 対象となる大規模買付等

本プランは、以下①又は②に該当する行為（当社取締役会が当該行為と同視しうると合理的に判断した行為を含み、当社取締役会が予め承認した場合を除きます。以下「大規模買付等」と総称します。）を対象とします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠先

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じ。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じ。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下、②において同じ。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じ。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下、同じ。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じ。

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

上記（b）の意向表明書を提出いただいた後、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不参入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した本必要情報リストを上記（b）（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る本必要情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを開示するとともに、独立委員会に提供するものとします。

また、上記の本必要情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会・独立委員会の意見形成に不十分と当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合には、当社取締役会は、買付者等に対して、適宜回答期限（当社が買付者等に対して本必要情報リストを送付してから、原則として60日間を超えないこととします。以下、この期間を「情報提供期間」といいます。）を定め、本必要情報を追加的に提供することがあります。この場合、買付者等においては、情報提供期間が満了するまでに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）

---

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じ。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第23条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じ。

- ② 大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び大規模買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- ③ 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、当該意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、当該契約の種類、契約の相手方及び当該担保契約等の具体的内容（契約の対象となっている株式等の数量等）
- ⑦ 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、当該予定している合意の種類、契約の相手方及び当該合意の具体的内容（契約の対象となっている株式等の数量等）
- ⑧ 大規模買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者に対する処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でこれを開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(d) 大規模買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示（取締役会評価期間）

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

但し、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に必要と認める場合にのみ延長できるものとし（最大で30日間）、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の大規模買付等の内容の検討等を行います。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①又は②に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示を行います。

① 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、対抗措置の発動を勧告します。

- ② 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合  
独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合、原則として、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、下記（i）（ii）の事由により当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合は、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

また、独立委員会は、対抗措置の発動に関して、株主の皆様を尊重する趣旨から、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を通じた株主の意思確認を行うべき旨の勧告をすることができるものとします。

- （i）下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付等である場合

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思が無いにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で株式等を取得する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の重要な資産等を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等を取得する行為
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等を取得する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けをする目的で当社の株式等を取得する行為

- （ii）買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等株主の皆様は株式等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

- （f）取締役会の決議

当社取締役会は、（e）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示を行います。

(g) 株主意思確認総会

独立委員会が対抗措置の発動に関して、株主意思確認総会を通じた株主意思確認を行うべき旨の勧告をした場合、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重し、株主の皆様のご意思を反映させるべく、速やかに株主意思確認総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認いたします。

その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(h) 対抗措置の発動の停止

当社取締役会は、上記 (f) 及び (g) の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を撤回した場合その他大規模買付等が存在しなくなった場合又は (ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(i) 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が、上記 (2) (f) (g) に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。その概要は、別紙3「本新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。

本新株予約権無償割当てを行う場合には、特定買付者等（別紙3「本新株予約権無償割当ての概要」に定義されます。以下、同じ。）による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）や、当社が特定買付者等以外の者が有する本新株予約権を取得して対価として当社株式を交付することができる旨を定めた取得条項（差別的取得条項）等を定める予定です。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 (2) (h) に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記 (2) (h) に記載の決議を行った場合には、本新

株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、当該承認が得られた時から平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示を行います。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様のご権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会もしくは株主総会が対抗措置の発動を決議し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当該決議において割当て期日（以下「割当期日」といいます。）を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、本新株予約権の無償割当て決議において当社取締役会が定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このよう

な仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても上記2. (2) (h) に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使又は当社による取得に関して差別的行使条件又は差別的取得条項を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申し込みの手続は不要です。

また、当社取締役会の決定に基づき当社が本新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価としての当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等を表明する当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する決議が行われた後、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき適時かつ適切に開示又は通知いたしますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

#### IV 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱに記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるための施策であり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に述べるとおり高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

##### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

##### (3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

上記Ⅲ 2. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に効力が生じるも

のとし、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとされる予定です。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、独立委員会規則（その概要については別紙4をご参照ください）に従い、独立委員会を設置しております。

また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様には速やかに開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (2)「本プランに係る手続」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ本プランに基づく対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

当社株式の保有状況の概要  
(平成29年3月31日現在)

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 150,000,000株 |
| 2. 発行済株式総数    | 40,479,724株  |
| 3. 株主数        | 5,488名       |
| 4. 大株主(上位10名) |              |

| 氏名又は名称                                                                             | 住所                        | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合(%) |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------|----------------------------|
| クレディスイスアーゲー<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)                                               | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1<br>決済事業部 | 3,461         | 8.55                       |
| 日本生命保険相互会社<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                                           | 東京都港区浜松町2丁目11番3号          | 2,226         | 5.50                       |
| 株式会社八十二銀行<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                                            | 東京都港区浜松町2丁目11番3号          | 1,832         | 4.52                       |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社<br>取締役社長 西澤 敬二                                                    | 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号         | 1,452         | 3.58                       |
| クレディスイスアーゲー シンガポール<br>トラスト アカウント フォー<br>フィコフ ホルディング・ピー・アイ<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1<br>決済事業部 | 1,279         | 3.16                       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)<br>取締役社長 桑名 康夫                                           | 東京都中央区晴海1丁目8-11           | 1,277         | 3.15                       |
| シビエ・エヌイカ・ハメント オフ ノルウェー<br>(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)                                     | 東京都新宿区新宿6丁目27番30号         | 1,227         | 3.03                       |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行<br>頭取 小山田 隆                                                          | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号         | 1,000         | 2.47                       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)<br>取締役社長 和地 薫                                              | 東京都港区浜松町2丁目11番3号          | 916           | 2.26                       |
| バンク・ジュリアス・バーク・アンド・カンパニー・リミテッド・シン<br>ガポール クライアント<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)           | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1<br>決済事業部 | 871           | 2.15                       |

(注) 1. 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,277千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 916千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式3,424千株(8.45%)があります。

以上

## 独立委員会委員略歴

上拾石 哲郎（かみじっこく てつろう）

（略 歴） 平成 4年 3月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
 平成 4年 3月 浅沼法律事務所入所  
 平成 7年 4月 上拾石法律事務所開設（現任）  
 平成13年 2月 (株)キャンドウ社外監査役  
 平成14年 6月 当社社外監査役に就任（現任）  
 平成28年 2月 (株)キャンドウ社外取締役[監査等委員]（現任）

Michael John Korver（マイケル・ジョン・コーバー）

（略 歴） 昭和58年 7月 米国カリフォルニア州弁護士資格取得  
 昭和59年 4月 野村證券(株)勤務（昭和62年3月退社）  
 昭和62年 7月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得  
 昭和62年 8月 リチャーズ&オニール法律事務所（米国ニューヨーク）勤務  
 （平成5年7月退所）  
 平成 8年 6月 グローバルベンチャーキャピタル(株)取締役  
 平成16年 4月 (株)BJIT社外取締役（現任）  
 平成16年 6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）  
 平成18年 5月 Really English.com Limited社外取締役（平成28年12月退任）  
 平成18年 6月 グローバルベンチャーキャピタル(株)代表取締役（現任）  
 平成18年10月 Geovector Corporation社外取締役（現任）  
 平成20年 6月 当社社外取締役に就任（現任）  
 平成23年 9月 リアル・イングリッシュ・ブロードバンド(株)代表取締役  
 （平成28年12月退任）  
 平成25年 7月 Durafizz Holdings Corporation代表取締役（現任）

北川 徹（きたがわ とおる）

（略 歴） 昭和58年 4月 兼松江商(株)（現兼松(株)）入社  
 平成11年11月 日本通信(株)入社 経営企画室長  
 平成13年 2月 日本ボルチモアテクノロジー(株)（現サイバートラスト(株)）  
 入社 財務担当上席執行役員  
 平成14年 1月 リーバイ・ストラウス ジャパン(株)入社  
 ファイナンスコントローラー  
 平成18年 9月 スターバックス コーヒー ジャパン (株)入社  
 ファイナンス・インフラストラクチャー統括オフィサー/CFO（現任）  
 平成28年 3月 クックパッド(株)社外取締役 [兼監査委員会委員長]（現任）  
 平成28年10月 日本スキー場開発(株)社外取締役（現任）  
 平成29年 6月 当社社外取締役に就任（予定）

(ご参考)

当社は、上拾石哲郎氏、Michael John Korver氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

また、北川徹氏は、当社第89回定時株主総会において選任されることを条件として、当社社外取締役就任に就任する予定であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

## 本新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」という。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

## 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。但し、当社取締役会は、本新株予約権無償割当て決議において、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができる。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

## 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

## 7. 本新株予約権の行使条件

買付者等、又は買付者等から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、その他当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める者（以下「特定買付者等」という。）は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記9項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

その他詳細については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

## 8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社は係る本新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

上記のほか、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

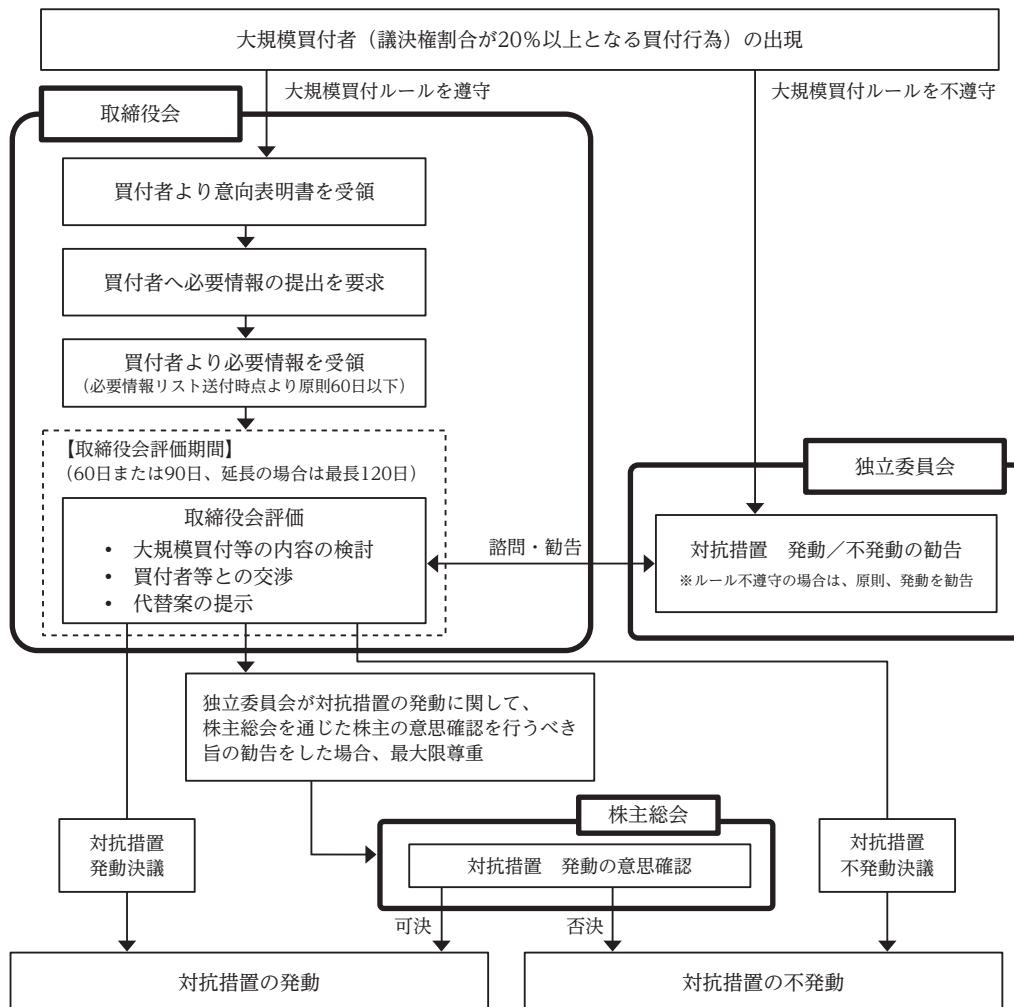
以 上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（i）当社社外取締役若しくは社外監査役、又は（ii）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員の任期は3年間とする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - （1）本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - （2）本プランに係る対抗措置発動の停止
  - （3）本プランの廃止及び変更
  - （4）その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
5. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
7. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
8. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以 上

## 本プランにおける手続の流れ（概要）



※上図は、株主の皆様へのご説明のため、本対応方針を図式化したものです。  
本対応方針の正確な内容は、本文をご参照ください。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、アジアでは中国において下半期から公共投資を中心に緩やかな回復基調が続き、米国では企業部門の業績の回復や個人消費の増加、雇用情勢の改善等を背景に緩やかな拡大基調が続きました。欧州でも堅調な個人消費により緩やかな回復基調が続いたことから全体として景気は緩やかに持ち直してまいりました。また、我が国経済では個人消費の回復は依然弱いものの、輸出を中心に企業業績の改善が進み、全体として景気は緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、電子化の進行により自動車関連市場が拡大しており、アジアを中心に自動車向けが好調に推移しました。

このような環境のもと、当社グループは品質・信頼性を重視する市場を中心に、高付加価値製品の拡販等の活動を進めるとともに、将来に向けた研究開発投資を増加させてまいりました。

販売面におきましては、為替が円高に振れましたが、日本・アジア・ヨーロッパの自動車向けに売上が増加したこと等により当連結会計年度の売上高は45,600百万円（前年同期比137百万円増、0.3%増）となりました。

利益面におきましては、上述の拡販活動及びコストダウンの効果等により営業利益は3,136百万円（前年同期比545百万円増、21.0%増）、経常利益は3,323百万円（前年同期比352百万円増、11.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,563百万円（前年同期比564百万円増、28.3%増）となりました。

セグメントの業績は、日本においては売上高39,491百万円（前年同期比1,201百万円増）、セグメント利益1,999百万円（前年同期比552百万円増）、アジアにおいては売上高21,769百万円（前年同期比1,343百万円減）、セグメント利益785百万円（前年同期比111百万円増）、アメリカにおいては売上高7,819百万円（前年同期比610百万円減）、セグメント利益337百万円（前年同期比111百万円増）、ヨーロッパにおいては売上高5,459百万円（前年同期比142百万円増）、セグメント利益170百万円（前年同期比30百万円減）となりました。

品目別連結売上高とその構成比は次のとおりであります。

| 品 目                | 売 上 高     | 構 成 比  |
|--------------------|-----------|--------|
| 抵 抗 器              | 39,747百万円 | 87.1%  |
| I C 及び I C 関 連 機 器 | 935百万円    | 2.1%   |
| 高 周 波 イ ン ダ ク タ    | 1,054百万円  | 2.3%   |
| 安 全 部 品            | 1,906百万円  | 4.2%   |
| そ の 他              | 1,958百万円  | 4.3%   |
| 合 計                | 45,600百万円 | 100.0% |

② 設備投資の状況

当期の設備投資額は、品質向上、新製品の開発、量産設備向け等を中心に総額2,271百万円となりました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 86 期<br>(平成26年3月期) | 第 87 期<br>(平成27年3月期) | 第 88 期<br>(平成28年3月期) | 第 89 期<br>当連結会計年度<br>(平成29年3月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高               | 44,895百万円            | 46,595百万円            | 45,462百万円            | 45,600百万円                       |
| 経 常 利 益             | 3,813百万円             | 4,647百万円             | 2,971百万円             | 3,323百万円                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 2,430百万円             | 3,423百万円             | 1,999百万円             | 2,563百万円                        |
| 1株当たり当期純利益          | 66.28円               | 93.33円               | 54.50円               | 69.90円                          |
| 総 資 産               | 63,979百万円            | 69,972百万円            | 69,169百万円            | 71,859百万円                       |
| 純 資 産               | 51,378百万円            | 56,356百万円            | 55,615百万円            | 56,935百万円                       |
| 1株当たり純資産額           | 1,398.78円            | 1,534.08円            | 1,513.95円            | 1,549.50円                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第89期の1株当たり当期純利益の算定において、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除していません。

### (3) 重要な子会社の状況等

#### ① 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金        | 議決権比率  | 主要な事業内容 |
|---------------------------------------|------------|--------|---------|
| 興亜エレクトロニクス株式会社                        | 400百万円     | 100.0% | 電子部品の製造 |
| KOA SPEER HOLDING CORPORATION         | 1,210US\$  | 100.0% | 電子部品の販売 |
| K O A D E N K O ( S ) P T E . L T D . | 47,333US\$ | 100.0% | 電子部品の販売 |
| 興亜販売株式会社                              | 10百万円      | 100.0% | 電子部品の販売 |
| 真田 K O A 株式会社                         | 100百万円     | 100.0% | 電子部品の製造 |
| 興和電子(太倉)有限公司                          | 143百万RMB   | 100.0% | 電子部品の製造 |
| 上海可爾電子貿易有限公司                          | 1,659千RMB  | 100.0% | 電子部品の販売 |
| KOA DENKO (MALAYSIA) SDN.BHD.         | 48,104千M\$ | 100.0% | 電子部品の製造 |
| KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD.           | 1,500千HK\$ | 100.0% | 電子部品の販売 |
| K O A E u r o p e G m b H             | 766,938EUR | 100.0% | 電子部品の販売 |

#### ② 重要な関連会社の状況

| 会社名        | 資本金         | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------|-------------|-------|---------|
| 大興電工股份有限公司 | 39,000千NT\$ | 39.0% | 電子部品の販売 |

### (4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、全体として景気は緩やかに回復するものの、英国のEU離脱や米国新大統領の政策の実現性、北朝鮮問題等の地政学的リスクの高まりに伴う世界経済への下振れ影響、中国経済の減速懸念や新興国の景気低迷等により、世界景気の先行きの不透明感は引き続き高いものと考えられます。

当社グループの属する電子部品業界におきましても、次期の受注動向に対しては慎重な見方が必要であります。利益面においても、原材料価格の上昇、為替変動等の懸念材料があります。

このような状況を踏まえ、当社グループは、今後も抵抗器専門メーカーとして車載、航空宇宙、医療等、品質と信頼性を重視する分野と、今後の技術革新で市場成長が期待できる分野にフォーカスし、お客様のご期待にお応えしてまいります。

具体的には、技術革新等により今後の拡大が期待される市場において、技術提案活動等の強化によって高付加価値製品の販売比率を向上させることで事業構造の改革を進め、業績向上に努めてまいります。さらに、桁違いの品質を求められる市場での競争優位性を確保するため、引き続き「ゼロディフェクト・フローの構築」を全グループの目標に掲げ、品質・信頼性向上の活動を進めてまいります。また、経費削減活動と、生産性の大幅な向上を目指した改善活動の継続により、収益性の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、固定抵抗器を中心とする各種電子部品の開発・製造・販売を主に関連する事業を実施しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 本 社     | 長野県上伊那郡箕輪町（アースウイング）                             |
| 本 店     | 長野県伊那市（伊那事業所）                                   |
| 支 店     | 東京都府中市（むさし野工房）                                  |
| 営 業 拠 点 | 新横浜、（営業所）仙台・水戸・高崎・東京・むさし野・伊那・静岡・名古屋・大阪          |
| 工 場     | イ-ストウイング・MINOWAウイング・箕輪・西山・中央・七久里の杜・匠の里（いずれも長野県） |

② 子会社

| 会 社 名                                 | 所 在 地      |
|---------------------------------------|------------|
| 興 亜 エレクトロニクス株式会社                      | 長野県下伊那郡阿南町 |
| KOA SPEER HOLDING CORPORATION         | アメリカ合衆国    |
| K O A D E N K O ( S ) P T E . L T D . | シンガポール共和国  |
| 興 亜 販 売 株 式 会 社                       | 東京都千代田区    |
| 真 田 K O A 株 式 会 社                     | 長野県上田市     |
| 興 和 電 子 ( 太 倉 ) 有 限 公 司               | 中華人民共和国    |
| 上 海 可 爾 電 子 貿 易 有 限 公 司               | 中華人民共和国    |
| KOA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.        | マレーシア      |
| KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD.           | 香港         |
| K O A E u r o p e G m b H             | ドイツ連邦共和国   |

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 3,770名  | △37名                  |

（注）従業員数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 1,357名  | + 8 名             | 40.5歳   | 16.7年       |

（注）従業員数は、就業人員（非常勤者を除く）数としております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当する事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 40,479,724株
- ③ 株主数 5,488名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| C R E D I T S U I S S E A G                                       | 3,461千株 | 9.34%   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                               | 2,226   | 6.01    |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行                                                 | 1,832   | 4.94    |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社                                   | 1,452   | 3.92    |
| CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST<br>A/C FOR PHYCOMP HOLDING B. V. | 1,279   | 3.45    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                         | 1,277   | 3.44    |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY                                         | 1,227   | 3.31    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                                         | 1,000   | 2.70    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                           | 916     | 2.47    |
| BANK JULIUS BAER AND CO.<br>LTD. SINGAPORE CLIENTS                | 871     | 2.35    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,424,527株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
なお、自己株式には、従業員持株E S O P 信託が保有する当社株式371,000株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項 （従業員持株E S O P 信託）

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する

従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、平成28年10月20日開催の取締役会の決議により、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P 信託」（以下、「E S O P 信託」といいます。）を導入しております。

E S O P 信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「K O A 従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する当社及び当社グループの国内子会社の正規従業員（以下「当社グループ従業員」といいます。）のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成29年2月から平成34年2月（予定）までの間に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権行使状況を反映して行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

E S O P 信託に関する計算書類の会計処理については、総額法を適用しており、E S O P 信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。

なお、当連結会計年度末において、総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価格は429百万円（371,000株）、借入金の帳簿価格は437百万円であります。

## (2) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、取引を強化する目的等で政策保有株式として取引先等の株式を保有しております。これら株式の保有にあたっては、取引関係の強化等によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して投資可否を判断しております。

政策保有株式の議決権につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行使いたします。なお、個々の株式に応じた総合的な判断が必要なため、現時点では統一した基準を設けておりません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                               |
|----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 向 山 孝 一   | 興亜販売株式会社代表取締役会長<br>大興電工股份有限公司副董事長                                                                                                                                          |
| 代表取締役社長  | 花 形 忠 男   | K P S - 3 イニシアティブ担当<br>品質保証イニシアティブ担当                                                                                                                                       |
| 常務取締役    | 深 野 香 代 子 | 経営管理イニシアティブ担当<br>KOA SPEER HOLDING CORPORATION Chairman<br>KOA Europe GmbH Managing Director<br>上海可爾電子貿易有限公司董事長<br>大興電工股份有限公司董事                                            |
| 取締役      | 林 琢 夫     | K P S - 3 イニシアティブ担当                                                                                                                                                        |
| 取締役      | 百 瀬 克 彦   | ものづくりイニシアティブ担当<br>上伊那ビジネスフィールド担当<br>下伊那ビジネスフィールド担当<br>CHINAビジネスフィールド担当<br>興亜エレクトロニクス株式会社取締役<br>真田K O A 株式会社取締役<br>興和電子(太倉)有限公司董事<br>KOA DENKO (MALAYSIA) SDN.BHD. Chairman |
| 取締役      | 野 々 村 昭   | 販売イニシアティブ担当<br>日本営業ビジネスフィールド担当<br>興亜販売株式会社代表取締役社長<br>KOA DENKO (S) PTE.LTD. Director<br>KOA ELECTRONICS (H.K.) LTD. Director<br>上海可爾電子貿易有限公司董事                             |
| 取締役      | 山 岡 悦 二   | 技術イニシアティブ担当<br>箕輪ビジネスフィールド担当                                                                                                                                               |
| 取締役      | 湯 沢 優     |                                                                                                                                                                            |

| 会社における地位 | 氏名            | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                        |
|----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役      | マイケル・ジョン・コーバー | 株式会社BJIT社外取締役<br>一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授<br>グローバルベンチャーキャピタル株式会社代表取締役<br>Geovector Corporation社外取締役<br>Durafizz Holdings Corporation代表取締役 |
| 常勤監査役    | 遠藤和夫          |                                                                                                                                     |
| 監査役      | 澤良一           |                                                                                                                                     |
| 監査役      | 上拾石哲郎         | 弁護士<br>株式会社キャンドウ社外取締役(監査等委員)                                                                                                        |
| 監査役      | 重宗信行          |                                                                                                                                     |

- (注) 1. 取締役マイケル・ジョン・コーバー氏は、社外取締役であります。  
当社は、取締役マイケル・ジョン・コーバー氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役上拾石哲郎氏及び監査役重宗信行氏は、社外監査役であります。  
当社は、監査役上拾石哲郎氏及び監査役重宗信行氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 監査役遠藤和夫氏、澤良一氏及び重宗信行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役遠藤和夫氏は、当社経営管理イニシアティブのゼネラルマネージャーを経験しており、経営分析・業績確認等を行う各種会議への参画により、当社の財務及び会計に関しての業務に精通しております。
  - ・監査役澤良一氏は、当社子会社である鹿島興亜電工株式会社の代表取締役社長として会社経営を経験しており、当社の財務及び会計に関しての業務に精通しております。
  - ・監査役重宗信行氏は、証券会社取締役・社長等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役マイケル・ジョン・コーバー氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

平成29年1月25日開催の取締役会において次のとおり異動がありました。

| 氏名     | 異動前                                                         | 異動後                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 花形 忠 男 | 代表取締役社長<br>K P S - 3 イニシアティブ担当                              | 代表取締役社長<br>K P S - 3 イニシアティブ担当<br>品質保証イニシアティブ担当                               |
| 百瀬 克 彦 | 取締役<br>ものづくりイニシアティブ担当<br>下伊那ビジネスフィールド担当<br>CHINAビジネスフィールド担当 | 取締役<br>ものづくりイニシアティブ担当<br>上伊那ビジネスフィールド担当<br>下伊那ビジネスフィールド担当<br>CHINAビジネスフィールド担当 |
| 湯沢 優   | 取締役<br>品質保証イニシアティブ担当<br>上伊那ビジネスフィールド担当                      | 取締役                                                                           |

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額             |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(1名)  | 281百万円<br>(6百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2名)  | 43百万円<br>(9百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 13名<br>(3名) | 325百万円<br>(15百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月15日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月13日開催の第70回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 平成26年6月14日開催の第86回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役7名に対し587百万円(うち社外取締役一名に対し一百万円)、監査役1名に対し5百万円(うち社外監査役一名に対し一百万円)あります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社又は子会社等から役員として受けた報酬等の総額は2百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
当社と当社の社外取締役及び社外監査役の兼職先との間に開示すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                   | 活 動 状 況                                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 マイケル・ジョン・コーバー | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に企業戦略の専門家及び投資会社経営者としての豊富な知識・経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                       |
| 監査役 上 拾 石 哲 郎     | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会12回のうち9回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等において、適宜必要な発言を行っております。    |
| 監査役 重 宗 信 行       | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回全てに出席いたしました。主に金融機関において長年経営に携わった経験と見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等において、適宜必要な発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 39百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の評価基準に照らし合わせ、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部      |        |
| 流動資産      | 40,447 | 流動負債         | 9,970  |
| 現金及び預金    | 19,379 | 支払手形及び買掛金    | 4,184  |
| 受取手形及び売掛金 | 12,156 | 電子記録債務       | 337    |
| 電子記録債権    | 1,012  | 短期借入金        | 237    |
| 有価証券      | 1,214  | 未払法人税等       | 768    |
| 商品及び製品    | 2,271  | 未払費用         | 1,266  |
| 仕掛品       | 1,933  | 賞与引当金        | 1,262  |
| 原材料及び貯蔵品  | 844    | 環境対策引当金      | 402    |
| 繰延税金資産    | 780    | その他の         | 1,510  |
| 未収還付法人税等  | 41     | 固定負債         | 4,953  |
| その他       | 839    | 長期借入金        | 382    |
| 貸倒引当金     | △27    | 長期未払金        | 657    |
| 固定資産      | 31,412 | 繰延税金負債       | 1,314  |
| 有形固定資産    | 22,404 | 退職給付に係る負債    | 2,286  |
| 建物及び構築物   | 9,233  | その他の         | 312    |
| 機械装置及び運搬具 | 5,813  | 負債合計         | 14,924 |
| 工具・器具及び備品 | 436    | 純資産の部        |        |
| 土地        | 6,217  | 株主資本         | 56,173 |
| 建設仮勘定     | 703    | 資本金          | 6,033  |
| 無形固定資産    | 485    | 資本剰余金        | 9,185  |
| 投資その他の資産  | 8,522  | 利益剰余金        | 43,776 |
| 投資有価証券    | 5,180  | 自己株式         | △2,821 |
| 繰延税金資産    | 199    | その他の包括利益累計額  | 669    |
| 長期性預金     | 1,173  | その他有価証券評価差額金 | 1,780  |
| 保険積立金     | 1,493  | 為替換算調整勘定     | △666   |
| その他       | 504    | 退職給付に係る調整累計額 | △444   |
| 貸倒引当金     | △29    | 非支配株主持分      | 92     |
| 資産合計      | 71,859 | 純資産合計        | 56,935 |
|           |        | 負債純資産合計      | 71,859 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 45,600 |
| 売上原価            |       | 31,492 |
| 売上総利益           |       | 14,107 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 10,970 |
| 営業利益            |       | 3,136  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 61    |        |
| 受取配当金           | 56    |        |
| 持分法による投資利益      | 43    |        |
| その他             | 310   | 471    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 20    |        |
| 為替差損            | 167   |        |
| その他             | 96    | 284    |
| 経常利益            |       | 3,323  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 709   | 709    |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産処分損         | 77    |        |
| 固定資産売却損         | 15    |        |
| 減損損失            | 14    |        |
| 環境対策引当金繰入額      | 402   |        |
| その他             | 7     | 517    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 3,516  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,035 |        |
| 法人税等調整額         | △84   | 951    |
| 当期純利益           |       | 2,564  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 0      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 2,563  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部         |        |
| 流 動 資 産         | 23,247 | 流 動 負 債         | 7,992  |
| 現金及び預金          | 7,695  | 支払手形            | 53     |
| 受取手形            | 1,310  | 電子記録債務          | 618    |
| 電子記録債権          | 1,010  | 買掛金             | 4,227  |
| 売掛金             | 10,591 | 未払金             | 804    |
| 商品及び製品          | 205    | 賞与引当金           | 882    |
| 仕掛品             | 1,061  | 環境対策引当金         | 402    |
| 原材料及び貯蔵品        | 383    | その他の他           | 1,003  |
| その他             | 987    | 固 定 負 債         | 2,926  |
| 固 定 資 産         | 29,629 | 長期未払金           | 571    |
| 有形固定資産          | 13,023 | 退職給付引当金         | 1,087  |
| 建築物             | 5,466  | その他の他           | 1,268  |
| 構築物             | 325    | 負 債 合 計         | 10,919 |
| 機械及び装置          | 2,395  | 純 資 産 の 部       |        |
| 車両運搬具           | 21     | 株 主 資 本         | 40,226 |
| 工具・器具・備品        | 131    | 資 本 金           | 6,033  |
| 土地              | 4,181  | 資 本 剰 余 金       | 11,434 |
| 建設仮勘定           | 501    | 資 本 準 備 金       | 11,261 |
| 無 形 固 定 資 産     | 105    | その他資本剰余金        | 173    |
| ソフトウェア          | 90     | 利 益 剰 余 金       | 25,580 |
| その他の無形固定資産      | 15     | 利 益 準 備 金       | 916    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 16,500 | その他利益剰余金        | 24,663 |
| 投資有価証券          | 4,055  | 圧 縮 積 立 金       | 861    |
| 関係会社株式          | 9,619  | 別 途 積 立 金       | 16,040 |
| 関係会社長期貸付金       | 167    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 7,762  |
| その他             | 2,663  | 自 己 株 式         | △2,821 |
| 貸倒引当金           | △5     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,730  |
| 資 産 合 計         | 52,876 | その他有価証券評価差額金    | 1,730  |
|                 |        | 純 資 産 合 計       | 41,957 |
|                 |        | 負 債 純 資 産 合 計   | 52,876 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年 4月 1日から  
平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金    | 額      |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 38,341 |
| 売 上 原 価               |      | 30,794 |
| 売 上 総 利 益             |      | 7,546  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 5,537  |
| 営 業 利 益               |      | 2,008  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息               | 2    |        |
| 受 取 配 当 金             | 539  |        |
| そ の 他                 | 253  | 795    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 0    |        |
| 為 替 差 損               | 193  |        |
| そ の 他                 | 48   | 242    |
| 経 常 利 益               |      | 2,562  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 4    | 4      |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 102  |        |
| 減 損 損 失               | 13   |        |
| 環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額   | 402  | 517    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 2,049  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 430  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △177 | 253    |
| 当 期 純 利 益             |      | 1,795  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月5日

K O A 株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K O A株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月5日

K O A 株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K O A株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

KOA株式会社 監査役会

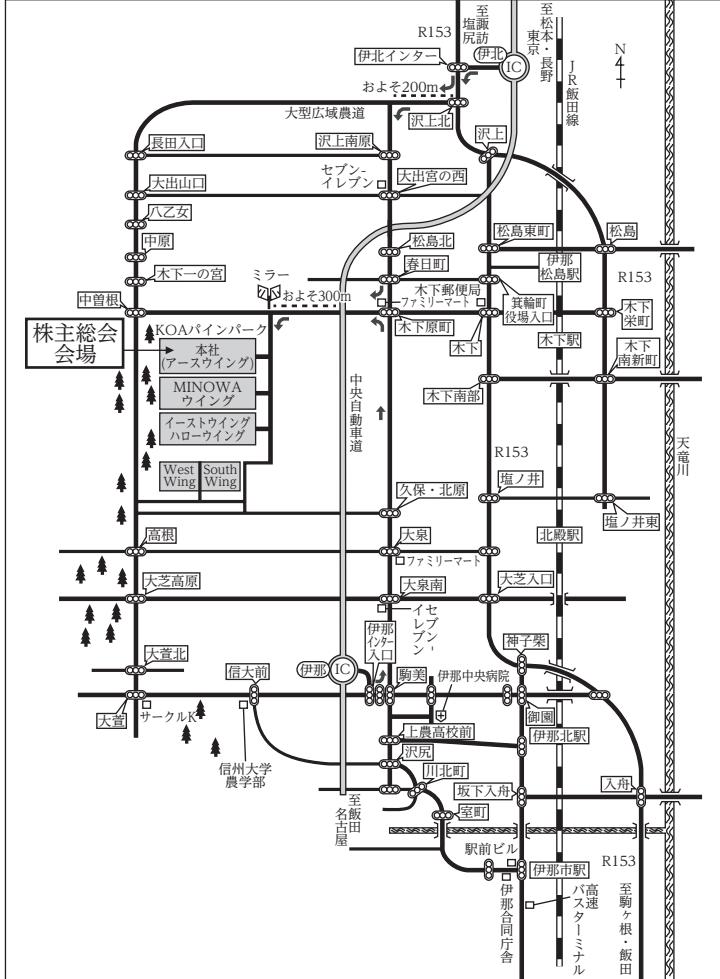
|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 遠藤和夫  | Ⓔ |
| 監査役   | 澤良一   | Ⓔ |
| 監査役   | 上拾石哲郎 | Ⓔ |
| 監査役   | 重宗信行  | Ⓔ |

(注) 監査役上拾石哲郎及び重宗信行は、社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14016番地  
 KOAパインパーク内 会議室  
 電話番号 0265-70-7171



中央自動車道 伊那IC・伊北ICより車で約15分（駐車場をご用意しております）  
 JR飯田線伊那松島駅下車 車で約15分

